副　本　乙第３７５号証の１

特ダ第　104　－24　号

平成２０年　１０月１４日

国土交通省関東地方整備局長

菊　川　　滋　　様

群馬県知事　大　澤　正　明

八ッ場ダム建設事業について（照会）

本県の河川行政の推進につきましては、日頃から種々の御配意を賜り感謝いたします。

さて、本県におきましては、八ッ場ダム建設事業に関し、群馬県知事外１名を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（前橋地裁平成１６年（行ウ）第４３号）が提起され、現在前橋地方裁判所で審理中です。

当該訴訟事件の争点は、群馬県知事による八ッ場ダム建設事業に対する負担金の支出等に財務会計法規上の義務違反があるか否かですが、その根拠の一つとして、原告らは、八ッ場ダムをめぐる環境影響評価等は不十分であるとの主張をしています。

つきましては、別紙記載の花輪伸一氏の意見書及び証言に関する主張の要旨について、貴職のご意見を確認させて頂きたく照会します。

受付
20.

別紙

1．八ッ場ダム環境影響評価書の位置づけ（意見書２～６ページ）

八ッ場ダム環境影響評価書は、技術指針を基に作成されたとしているが、措置方針、技術指針が要求する内容を満たしておらず、調査、予測、評価、保全対策ともに不十分であり、制度が始まったばかりという当時の状況を勘案しても、環境アセスメントとしての要件を満たしていない。

（１）環境項目の選定について

環境項目の選定では、水質、地形･地質、植物、動物、自然景観の 5 項目しか取り上げておらず、ダム建設と関連して自然環境に影響を与えると考えられる騒音、震動、地盤沈下などが取り上げられておらず、その理由も示されていない。

（２）施設の工事、設置、供用の各段階の予測、評価について

技術指針においては、「環境アセスメントでは、施設の工事、設置、供用の各段階において、環境要因を把握し、影響を予測、評価すること」になっているが、八ッ場ダム環境影響評価書の「予測と評価」では、これらの各段階を区別しておらず、技術指針に基づいていない。

その結果、各環境要素に関する影響予測と評価及び保全対策は、あいまいで不的確なものとなっており、「影響はないか、あっても軽微である」という結論が先にあり、それに向けて予測と評価を行っている。

（３）道路、鉄道の付け替えなどの付帯工事について

措置方針では､環境アセスメントを行う対象として 8 項目があげられている。鉄道については記述がなく、道路は 4 車線以上が対象とされているので、道路と鉄道の付け替えについては環境アセスメントが行われなかったとみられるが、いずれも地域の環境に影響を及ぼすことから、環境アセスメントに含めるなどそれなりの配慮があってしかるべきだったと言える。

また､環境アセスメント制度の法制化にともなって､付帯工事等についても､

その調査、影響予測、評価を行うこととされており、八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降、その機会は十分にあったと思われるが、環境アセスメントは実施されていない。

（４）環境アセスメントの実施体制について

措置方針では、「環境影響評価の実施体制の整備」として、各地方建設局に環境影響評価委員会を置く、必要に応じて専門家の意見を求める、関係都道府県知事の意見を聞く等とされている。八ッ場ダム環境影響評価書には、これらの事項についてどのように行われたのか記述がない。

２．八ッ場ダム環境影響評価書の記述状況について

（意見書 5 ～ 11、19 ページ）

八ッ場ダム環境影響評価書は、環境アセスメントの名に値しないものと言って良く、措置方針と技術指針はまったく生かされておらず、現地調査も文献調査も不十分であり、環境や生物への影響予測は科学的ではなく、影響評価、保全対策も合理的ではない。調査、予測、評価が論理的に一貫していないから、「八ッ場ダム建設による環境への影響はほとんどない」という結論がはじめにあり、その結論に向けて不十分な調査結果と的外れな影響予測、杜撰な評価を羅列したに過ぎない。

（１）水質について

①調査結果

水質調査地点は「松谷」と「村上」の２地点のみであり、調査方法、時期などは、一切書かれていない。調査結果が図示してあるが、説明が何もない。この図によれば、松谷で pH および大腸菌群数、村上で大腸菌群数が環境基準を満たしていない。

②影響予測と評価

ダム湖に貯水される水については、水質がどうなるのか、まったく触れられていない。ダム上流からは栄養塩類（窒素とリン）が流入するため、ダム湖の

水質について十分な影響予測をする必要がある 。

また、吾妻川は上流の支流において、強酸性河川に石灰乳を投入し、品木ダムで中和生成物を沈殿させたあと、pH5 以上の中和された河川水が流入していることから、その影響についても検討が必要である。

③保全対策

影響がほとんどないという予測自体が、短絡的な結論である。保全対策として、保全への配慮と水質監視という言葉を並べるだけでは、何も述べていないのと同じである。「配慮」と「水質監視」の具体的内容を述べ、変化が生じたときの原因究明の手法とその対策について記述しなければ、保全対策とは言えない。

（２）地形・地質について

①調査結果

ダムサイトの地質については、わずか３行程度にすぎない。巨大ダムの建設現場であるダムサイトの地形・地質の調査としては、あまりにお粗末な調査、記述である。

②予測と評価

吾妻渓谷の上流側約４分の１が水没することは、影響が少ないどころか、国指定名勝を大きく改変するものであり、地形・地質、景観に及ぼす影響は極めて大きいと予測するべきである。

一方、ダム建設と湛水により、ダム湖内の岩屑なだれ堆積物が地すべりを起こし、ダム湖周辺も次第に崩落する可能性が指摘されているが、八ッ場ダム環境影響評価書では、まったく触れられていない。

③保全対策

本工事、関連工事にともなう「適切な対策」の内容や「地形の保全」の意味などは何も示されておらず、全く内容のない記述と言わざるを得ない。ここで、本工事だけでなく関連工事についても触れているが、関連工事とは何か示されておらず、それに係わる地形の保全がどのように行われるのか不明である。現

在行われている道路と鉄道の付け替え、移住地の造成などが関連工事だとすれば、どんな環境保全対策が講じられたのだろうか。

（３）植物について

①調査結果

陸上植生の現存植生、植生自然度、植生断面、ダム周辺の現況（群落の特徴と断面図）について、引用文献等が示されておらず、いつのものか、だれが作成したのか不明である。また、この地域の植生の特徴などについても触れていない。また、水中植生として、付着藻類について述べられているが、陸上植生と同様に調査方法については述べられていない。

②予測と評価

「周辺一帯の山々には広大な同種林が広がっているので、失われる植生はわずかなものであり、影響はない」というのが結論であり、乱暴で粗雑な影響評価である。影響を予測する範囲を無限に広げて、失われる森林面積は微々たるものと主張するのは、無意味であり、詭弁に過ぎない。

湖面付近の植生についても何をどのように判断して、影響がないとしたのか、その判断の根拠は示されていない。

藻類については、ダム湖の停滞水域では、季節的にどのような消長が起こり、水質にどのような影響があるか予測する必要がある。

③保全対策

「本工事及び関連工事にともない発生する跡地に、保全対策により植生への影響を極力少なくする」としているが、その「保全対策」の内容は書かれていない。

（４）動物について

①調査結果

どの分類群に関しても、調査の目的、地域、日時、方法、引用文献など、基本的な情報が書かれていない。これでは、調査結果は妥当なものか、判断するのが困難である。また、影響予測も立てにくいものとなっている。

哺乳類では、「豊かな動物相が保たれている」との記述があるが、記録された種の生息状況については述べられていない。

鳥類では、記録された種のリストが示されておらず、四季の優占種を見る限り、人里に生息する種がほとんどで、標高 500 m～ 1000 mの落葉広葉樹林、混交林に特徴的な種が出現していない。

昆虫類では、陸生昆虫の種が少ないが、妥当なものか不明である。

魚類については、吾妻川が酸性河川であるため、甲殻類、貝類は確認されなかったとの記述であり、両生類・爬虫類は、合わせて 15 の記録種が示されているのみで、具体的な記述はない。

②予測と評価

動物に関しては、どの分類群についても、影響はないという結論であるが、その結論にいたる根拠は極めて不十分であり、真面目に影響を予測したものではない。

③保全対策

「植物」の項目と同様に「関連工事の改変区域を少なくするよう配慮し、工事跡地は保全対策で植生への影響を少なくし、動物の保全に努める」と書かれているが、その具体的な内容は書かれていない。

（5）自然景観について

①調査結果

わずか6行で概略が述べられているに過ぎない。これでは、自然景観に関する調査は行われていないと言っても過言ではない。

②予測と評価

「堤体は景観を損なわない」という判断は、八ッ場ダムは高さ 131 メートル、幅 336 メートルの巨大なダムであることから、成り立たないと思われる。場所によってダムは見えないから景観を損なわないというのは詭弁である。また、丸岩、不動岩等の異観がダム湖に映えて新たな景観ができるというのも、ダム建設による景観破壊をすりかえるための詭弁である。

③保全対策

ダムにより自然と人工の組み合わされた景観が形成される、堤体および周辺道路から新たな眺望が得られるなどど書かれているが、これも詭弁である。

「自然景観の改変を極力少なくする配慮」、「適切な対策による自然景観の保全」という表現も、具体的にどのような対策をとるのかが、まったく示されていない。

3　八ッ場ダム建設事業の環境影響評価に係る調査等について

（1）調査の位置づけについて（意見書 12、18、19 ページ）

八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた日以降、平成 14 ～ 16 年に「八ッ場ダム環境調査報告書」（以下、「環境調査報告書」という。）及び「周辺地域猛禽類調査報告書」（以下、「猛禽類調査報告書」という。）が作成されている。しかしながら、これらの調査報告書は、調査結果が羅列されているだけで、環境影響評価法の趣旨が生かされたものにはなっていない。具体的には、環境調査報告書は、自然環境や野生生物に関する追加、補足調査としての意味はあるが、影響予測の点では、ダム供用による下流域の重要種への予測手法の検討だけとなっている。また、猛禽類調査報告書は、猛禽類の現況に関するデータの蓄積としての意味はあるが、ダム本体および関連事業による影響の予測は行っていない。

これらの調査に関する目的には、八ッ場ダム環境影響評価書との関係が記述されていないので、調査内容、結果の解析、予測、評価、保全対策などが、どのような意図で関係づけられているのかは不明である。

（2）不開示のデータについて（意見書 13、15、16、17 ページ）

入手した環境調査報告書及び猛禽類調査報告書の写しは、重要種の分布図や確認場所の地名、土捨場の地名など公表できない部分のみならず、調査地点や調査ルートなど、あえて消す必要がないと考えられる部分まで、墨塗りで隠されている部分が多い。このため、調査結果の妥当性、正当性を判断することは

できない。

（３）環境調査報告書及び猛禽類調査報告書の具体的な内容について

①H 14 八ッ場ダム環境調査（その２）報告書（意見書 13 ～ 14 ページ）

環境調査報告書の１つであるこの報告書は、各種調査の概要と結果を示しただけであり、大部分が図や表であり、文章による記述はどれも短く、きちんと分析し考察したものでなく、調査結果をまとめて羅列しただけである。この結果の分析や活用の方針に関する記述はない。さらに、土捨場についての記述内容では、八ッ場ダム環境影響評価書から何の進歩もしておらず、たった数行の記述で環境保全措置の検討を行ったとは言えない。

②H 15 八ッ場ダム環境調査業務報告書（意見書 14 ～ 15 ページ）

この報告書のうち植物追認調査は、既往現地調査で確認されている種のうち 198 種について、有識者から分布妥当性に関する指摘がなされたことにより実施したと書かれている。調査の結果、136 種は妥当性が確認されたが、62 種は確認されず、八ッ場ダム植物確認リストから削除したと言う。疑問のある種について確認調査、再調査をすることは重要であるが、62 種もリストから外されるということは、既往調査の八ッ場ダム植物確認リストの信憑性を疑わざるを得ない。この既往調査に、八ッ場ダム環境影響評価書も含まれているとすれば、その正当性も疑われる。また、重要植物調査の調査範囲は、ダム建設予定地から利根川合流点までとされ、ダムの下流域のみで上流域は調査されていない。また、この報告書の 95 ページ以下は、影響予測の手法を述べているのであり、実際に予測をしているのではない。

「今後はダム運用に伴う下流河川の動植物及び生態系への影響について、詳細な影響予測・保全対策について検討を実施していくことが必要と考えられる」として、今後の課題としての予測・対策の必要性を述べているのであるが、実施の予測・対策は先送りしていると言える。継続調査は、八ッ場ダム環境影響評価書と比較すれば、一見、内容が進歩したように見える。しかし、ダム建設とその運用を前提とした立場でなされているため、下流域のみの影響予測、

保全対策に限られ、事業計画、本体工事の事後承認として形式的、手続き的なものとなっている。

③H 16 八ッ場ダム環境調査報告書（意見書 15 ～ 16 ページ）

前記の報告書で、影響予測の方向性が見えてきたのであるが、ここで再び現地調査が中心となり、影響予測は再び先送りされてしまった感がある。

八ッ場ダム環境影響評価書では自然景観への影響は少ないという結論であったが、ここでは景観への影響を認めている。しかし、コケ類の生育状況調査が、吾妻渓谷の景観への影響にどう結びつけられるのか、よく分からない。また、景観に対するダム建設の影響については、ダム工事、ダムの存在、ダムの供用（運用）だけを取り上げても不十分である。しかし、この報告書ではダム建設を前提とし、ダム供用後の影響予測をするための調査方法を検討しているのであるが、八ッ場ダム環境影響評価書の不備を考えれば、むしろ、その不備を補うための調査方法に切り替える、また、調査データもその視点でまとめ直すことが必要である。

④H 15 八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書（意見書 16 ～ 17 ページ）

この報告書において、巣の補修等は保護対策とされている。しかし、その必要性などに関する記述はなく、実施したことを述べているだけである。保護対策の実験であるとしても、その必要性、緊急性、期待される効果について、事前に十分な検討を行うべきである。

⑤H 16 八ッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書（意見書 17 ページ）

報告書の中に工事中の生息状況という項目があるが、詳細は書かれていない。

4　八ッ場ダム建設事業の環境影響評価以降の対応について

（意見書 19 ～ 20 ページ）

八ッ場ダムは計画から 55 年、環境アセスメントから 22 年経過してもダム本体の着工には到っていない。、その間、社会経済的な状況が変化し、自然保護、野生生物保護に関する世論の高まり、環境アセスメント制度などの法整備の進

展が見られる。八ッ場ダム環境影響評価書及びその後の自然環境・野生生物調査の結果を再分析し、必要な追加調査を行い、現在の環境影響評価法に基づく「環境影響評価書」として再調査、再構築し、ダム及び関連事業の影響を科学的かつ適正に予測、評価するべきである。

昭和60年（1985 年）の八ッ場ダム環境アセスメント後の環境調査、猛禽類調査も、環境アセスメント制度の発達にともない、調査の設計や影響予測、評価の方法に進展があってしかるべきである。確かに調査手法、分析方法には進展はあるが、環境アセスメント法の精神と趣旨を理解しているようには見えない。八ッ場ダム環境影響評価書は、当時の評価で終わりとし、後の継続調査は別物ということではないと思う。ダム本体の着工がなされていない現時点で、八ッ場ダム環境影響評価書の不備を重く受け止めるならば、環境アセスメント評価書の改訂という視点で調査結果を検討し、影響予測・評価・保全対策の一連の論理構成をより科学的で適正なものに再構築するという姿勢がとられるべきである。